

令和7年度若者応援補助事業実施要項

若者世代の柔軟で斬新な発想により、社会活動へチャレンジする若者を応援することを目的として、16歳から29歳の者へ「若者応援補助金」を支給する事業を行うもの。

申込にあたっては、滝沢市若者応援補助金交付要綱を確認の上、事業の内容を理解いただいた上で申込をしてもらうものとする。

1 事業の概要

(1) 交付対象者

若者応援補助金の交付対象者は、次の①から⑤のいずれかを満たす者であり、申請者の居住地は問わない。

- ① 若者 (16歳以上(当該年度で16歳に達する者を含む。)29歳以下の者)
- ② 若者団体 (半数以上が若者で構成されているグループ)
- ③ 育成者 (若者の支援又は育成を行っている者)
- ④ 育成団体 (若者の支援または育成を行っているグループ)
- ⑤ 支援者 (19歳未満の者又は19歳未満の者のみで構成されている団体を支援する19歳以上の者)

※支援者は補助金に関係するすべての責任を負うこととする。

(2) 補助対象事業

交付対象者が自ら企画及び実践する事業で①から④のいずれかに該当するものであること。

- ① 市のまちづくりや地域課題解決、関係人口創出等につながる事業
- ② 市の若者同士の仲間づくり又は交流の場を広げる事業
- ③ 市の地域資源を活用した事業
- ④ 市の魅力を発信できる事業

(3) 補助金限度額

15万円(10分の10)

※千円未満の端数がある場合は切り捨て

2 申請について

(1) 申請期間

令和7年4月21日(月)～令和8年1月30日(金)(必着)

(2) 予定件数

10件

(3) 応募書類及び応募方法

郵送、持参又はメールにより、次の書類及び関係書類を提出してもらうこととする。

(4) 申請書類

- ① 滝沢市若者応援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書（様式第4号）
- ⑤ 団体の規約、会則等の写し
※申請者が団体の場合で規約や会則等がある場合
- ⑥ 構成員名簿（様式第5号・様式第6号）
- ⑦ 前年度の決算書
※前年度の活動実績がある場合
- ⑧ 申請者の活動内容が分かるもの（総会資料、パンフレット、ちらし等）
※過去に活動実績がある場合

(5) 申請先

〒020-0692 滝沢市中鶉飼5-5 滝沢市経済産業部若者活躍推進室（TEL 019-656-6536）
メール katuyaku@city.takizawa.iwate.jp

(6) 審査について

別添「審査内容一覧表」に照らし、審査をする。

3 事業実施について

(1) 事業期間

交付決定で定めた日から、令和8年2月28日（土）までとする。

(2) 事業完了報告

事業完了日から20日以内に次の書類を提出すること。

- ① 補助事業完了報告書（様式第11号）
- ② 収支決算書（様式第12号）
- ③ 支出を証する書類（領収書等の原本の写し）

4 その他

周知にあたっては次のことを申し添えることとする。

- ・適正な事業の執行を期するため、若者応援補助金を交付した者に対し、必要な報告を求めることがあること。
- ・虚偽の申請や事業を中止した場合等は補助金の返還を請求する可能性があること。
- ・滝沢市が実施する若者活躍推進事業等での事業紹介、実施状況の報告等の協力をいただく場合があること。